

墨田区社会福祉協議会 評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人墨田区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条による理事及び監事をいう。
- (3) 会議等とは、評議員会、理事会、監事監査、その他会長が必要と認める会議をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第10条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は原則として実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、職員の旅費に関する規程に基づき算出されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条に定める報酬を受け取る役員等には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 墨田区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する内規（平成3年10月1日施行）は廃止する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)
評議員	3,000円	18,000円

別表2 役員報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)
理事	3,000円	36,000円
監事	3,000円	51,000円